

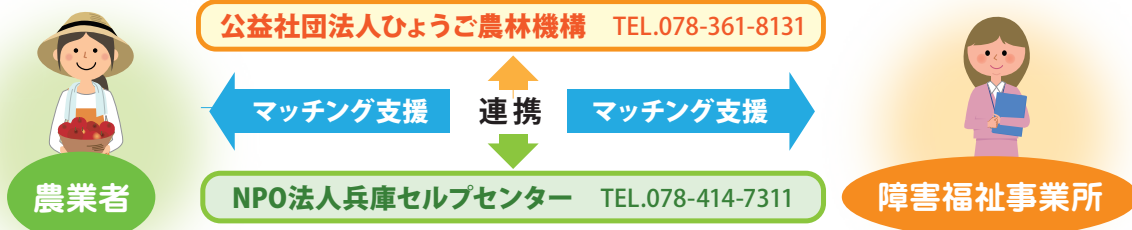
農福連携の意義とメリット

農福連携は、「農業における課題」と「福祉における課題」双方の課題解決に役立つ、WIN-WINの取組です。農業者にとっては、人手不足の解消、作業負担軽減につながり、その時間を品質向上や販路開拓など、農業経営に力を割くことが可能となります。また、福祉事業所からは、障害者の方が農作業をすることにより、工賃・賃金の向上だけでなく、いきいきとやりがいをもって取り組まれるようになり、精神的な安定につながるという声が寄せられています。



農福連携マッチングの流れ

「ひょうご農林機構」では、農業者の皆さんの課題やニーズに応えるため、「兵庫セルフセンター」と連携して農福連携を推進しています。



STEP 01

農業者の相談受付・訪問面談

農業者から連絡を受けた場合、ひょうご農林機構の担当者が現地へ出向きます。人手がかかる作業の中で、どんな作業をお願いできるかなど、農業者だけでは想定しきれないようなこと全般を相談します。多くのケースでは、兵庫セルフセンターの担当者と同行訪問し、福祉事業所に依頼するための「農作業依頼シート」を作成します。



Point!

委託したい農作業の工程を細かく分解、作業内容の分析を行いながら工程を見直してみてください。生産者から見たら一連の流れと考えている作業でも、複数の手順に分けることで、障害特性に合った仕事に生まれ変わることもあります。

農業には品目や時期によってさまざまな作業があります。分解した作業ごとに、次のことを考えておくとよいです。

- 1日の作業時間はどのぐらいなのか、期間はどのぐらいかかるか？
- 作業量はどれぐらい？（健常者だと何人相当？）
- 作業に必要な道具は？作業内容の説明資料は？
- トイレや休憩スペースなどは？



農作業依頼シートの項目例

- 作業依頼内容（作業名、作業内容詳細、使用道具など）
- 作業場所、作業環境（トイレ、休憩所の有無など）
- 作業希望期間や時間、集合場所
- 必要なもの（服装や装備品など）
- 希望支払報酬（参考基準や出来高単価など）※後日相談可
- 農産物加工の希望（有・無）

| 農業者 記入欄 | | 依頼日 | | 年 | 月 | 日 |
|-------------------|--|-----|--|---|---|---|
| 作業依頼内容 | 作業名 作業内容詳細 使用する道具 | | | | | |
| 農業者氏名 | ふりがな | | | | | |
| 連絡先 | 住所 〒 TEL E-mail | | | | | |
| 作業場所 | トイレ 有・無（無の場合に利用できる場所：） | | | | | |
| 作業環境 | 休憩所 有・無（無の場合に利用できる場所：） | | | | | |
| 希望期間、時間 | 期間 年 月 日 ~ 月 日 時間 時 分 ~ 時 分 | | | | | |
| 集合場所 | 必要なもの 軍手、ビニール手袋、汚れてもよい服装・熱中症対策・防寒・長靴・水筒 その他（） | | | | | |
| 希望支払報酬 ※後ほどご相談 | 参考基準 玉割ベース (面積) a × (単価) 円 = 円 時間ベース (時間) h × (単価) 円 = 円 | | | | | |
| 支払方法 | 現金・振込 領収書(現金の場合) 要・不要 その他 農産物加工の希望 有・無 | | | | | |
| コーディネーター 記入欄 | | | | | | |
| 部署名 | 担当者 | | | | | |
| TEL | FAX | | | | | |

STEP 02

福祉事業所への呼びかけ

訪問面談で作成した農作業依頼シートをもとに、兵庫セルフセンターを通じて農業者の近隣の福祉事業所に呼びかけを行います。



STEP 03

福祉事業所支援員向け事前打合せ

呼びかけに応じた福祉事業所に作業を委託する前に、農業者と福祉事業所が作業内容を把握するための打合せを行います。次に、福祉事業所の支援員が実際に農作業を体験し、利用者（障害者）の特性や能力に合うかどうかを見極めます。また、必要な道具や熱中症対策方法など、農業者側と福祉事業所側の役割分担や報酬の算定方法（出来高払い・時間単位）や金額について話し合うこともあります。

Point!

福祉事業所の運営・利用時間は基本的に平日の日中時間帯なので、農作業の依頼もそれに準じることになります。一般的には福祉事業所から作業場所までの移動時間なども考慮しながら、午前10時～午後4時ぐらいまでが作業時間の中心となります。



STEP 04

試行的受入れ（インターンシップ事業）

双方の理解を深めるために、必要に応じて、農業者が障害者を試行的に受け入れ、農作業を体験してもらう、「インターンシップ事業」を行います。

農業者は、利用者が実際に作業を行ってもらうことで、期待した成果が得られるかどうかを確認します。その後、福祉事業所側が作業受託可能と判断すれば、報酬等に関する事項を双方で話し合いながら、合意する報酬額等の詳細を詰めていきます。なお、話し合いがスムーズに行われるようマッチング機関（ひょうご農林機構・兵庫セルフセンター等）が同席する場合があります。



STEP 05

業務委託（請負）契約の締結

報酬額の決定と併せ、細部の条件（事故時の責任の所在等）を協議し、契約書を締結します。



Point!

請負契約の中では、作業の完成についての財政上及び法律上のすべての責任は福祉事業所を運営する法人が負うものであること、請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は福祉事業所側で行うことが明確にされていることを確認してください。

